

(仮訳)

**G7貿易大臣会合**  
**レッジョ・カラブリア・ヴィッラ・サン・ジョヴァンニ**  
**2024年7月16日～17日**  
**大臣声明**

**前文**

我々G7貿易大臣は、2024年7月16日～17日にレッジョ・カラブリアとヴィッラ・サン・ジョヴァンニで会合し、G7プーリア・サミットの成果を基礎として、世界貿易機関（WTO）を中核とする多角的貿易体制をいかに改革し、及び強化し、並びに共通の課題に関する我々の協力を強化するかを議論した。

これらの課題に対応するため、我々は、自由で公正なルールに基づく市場志向の多角的貿易体制を維持し、並びに経済的強靱性及び経済安全保障を向上するために努力を捧げることにコミットする。我々は、成長、福祉及び開発の原動力として国際貿易を促進することの重要性を強調する。我々は、我々の経済の開放性と競争力を維持し、自由で公正な貿易・投資を促進するための我々のコミットメントを強化し、また、我々は、インド太平洋、中南米及びアフリカのような地域を含むパートナーと世界的に関与する。

永続的な世界的な脅威、特にロシアのウクライナに対する違法な侵略戦争（黒海における海上貿易を妨害する継続的な試みを含む）、及び紅海とアデン湾を通過する商業船舶に対するホーシー派の継続的な攻撃は、グローバルなサプライチェーン、海上交通路、港湾、貿易の流れにおける脆弱性に対処する重大なニーズを浮き彫りにした。

我々は、貿易がその可能性を全ての者の利益のために世界的に十分に発揮する上で航行の自由が不可欠であることを再確認する。海洋安全保障並びに航行の権利及び自由は、世界中の目的地及び人々に対して、必要不可欠な物資を含む物資の自由な移動を確保する上で極めて重要である。

我々は、招待国（オーストラリア、ブラジル、チリ、インド、ケニア、ニュージーランド、韓国、トルコ及びベトナム）の閣僚及び代表の知見並びに、B7と共にサプライチェーンの強靱性に特化した我々の会合のオープニング・セッションに参

加したWTO事務局長及び経済協力開発機構（OECD）事務総長の貢献に感謝する。

## WTO改革を通じた自由で公正なルールに基づく市場志向の多角的貿易体制の強化

我々は、WTOを中核とする、ルールに基づく市場志向の、自由で、公正で、開かれ、公平で、持続可能かつ包摂的で、及び透明性のある多角的貿易体制へのコミットメントにおいて、引き続き結束する。我々は、WTOが、経済成長を強化し、持続可能な開発を促進する手段として貿易を促進するというマンデートを引き続き果たすことを確保するよう努力する。

我々の会合において、我々は第13回WTO閣僚会議（MC13）での作業に関する評価を行った。アブダビにおける進展が、我々が期待し取り組んできたよりも野心的でなかったことを遺憾に思う一方で、我々は、電子商取引、サービス国内規制に関する新たな規律、紛争解決制度改革、2つの後発開発途上国（LDCs）のWTO加盟、特定の開発問題に関連する成果及び貿易と環境に関する作業の進展を歓迎する。

G7首脳に呼応し、我々は、特に、MC14まで関税不賦課モラトリアムを維持するとの決定を歓迎し、恒久的な禁止への支持を改めて表明する。我々は、電子商取引共同声明イニシアティブ交渉の適時な妥結に向けて取り組むことにコミットしている。第1段階の漁業補助金協定の発効に加え、我々はまた、持続可能な目標14.6に沿って、過剰漁獲能力及び過剰漁獲を助長する特定の形態の漁業補助金に対する規律を含む漁業補助金に関するより包括的な合意に達成するための交渉の継続を求める。

我々は、WTOのモニタリング、審議、交渉及び紛争解決機能の改革のための我々の取組を継続する必要性を強調する。我々は、2024年末までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うことに引き続きコミットする。この目的を達成するため、2024年3月2日のWTO閣僚決定に沿って、我々は、包摂的かつ透明な方法で議論を加速させること、これまでに既になされた進捗を土台とすること並びに上訴／レビュー及びアクセシビリティを含む未解決の論点に取り組むとの我々のコミットメントを新たにする。我々は、関連する加盟国に対し、WTOにおいて、その経済的重要性や世界貿易体制における役割に応じて、特別かつ異なる待遇を主張することを控えるよう求める。我々は、加盟国が関心を持つ問題を前進させ、新しいアイデアやアプローチ

を促進し、多数国間協定に向けた機運を高める手段として、複数国間の共同声明イニシアティブを支持する。我々は、WTOの法的枠組みにその成果を統合することを奨励する。

我々は、WTOにおいて、貿易と産業政策の関連、貿易と包摂性等の分野を含む、現代の主要な貿易問題に関し、前向きな作業が必要であること、また、貿易と環境に関する進行中の作業の強化が必要であることを改めて表明する。

我々は、貿易の開発側面の重要性を認識しており、アフリカやその他の地域における後発開発途上国やその他の開発途上国の国際貿易への統合をより良く支援するために、それらの国々に引き続き適切に関与する。

昨年大阪・堺におけるG7貿易大臣会合の声明で確認したように、我々は、SPS措置（衛生植物検疫措置）が科学的根拠に基づき、国際的な義務に沿って適用されることの重要性を再確認する。

### **公平な競争条件の確保**

我々は、ルールに基づく多角的貿易体制の持続可能性、透明性、安定性及び予見可能性を確保するための取組を継続する。我々は、より公平な競争条件を促進するため、国際貿易における透明性の促進について引き続き協調していく。

我々は、グローバルに公平な競争条件に向けた取組を前進させ、我々の経済が開放的で競争力のあるものであるように維持するとのG7首脳のコミットメントに呼応し、我々それぞれの政策において、透明性、協調性及びWTOルールへの尊重を我々が重視することを再確認する。この観点から、グローバルに公平な競争条件及び公正な競争を確保するために協働するとのコミットメントを再確認する。

我々は、非市場的政策及び慣行並びにその結果として生じる有害な非市場的な過剰生産、その他の市場の歪曲に引き続き対処する。そのために我々は、パートナーと共に、これらの慣行を特定し、挑戦し、対抗するために我々の貿易手段を効果的に使用し、適切な場合には新たな手段を構築することにより、強力な国際的なルール及び規範を推進することに引き続きコミットする。

我々は、一定の状況において、補助金が正当な公共政策の目的を達成するための手段となり得ることを認識する。同時に、我々は、蔓延する不透明かつ有害な産業補助金及び国有企業（SOEs）の市場歪曲的慣行に対処するため、引き続き協働

する。我々は、WTOにおける補助金の通報を通じて、また、国内において補助金プログラムに関する情報を一般に入手可能にすることで、全てのWTO加盟国が透明性を確保する必要性を強調する。我々は、SCM（補助金及び相殺措置）委員会を含め、貿易を歪曲する産業補助金等、WTOにおける貿易と産業政策課題に関する議論に包摂的に関与するとのコミットメントを確認する。

我々は、貿易の歪みについての認識を高め、その歪みの緩和を奨励しつつ、国有企業（SOEs）の公正な競争、透明性及び説明責任を促進する主要な手段としての、改訂版の国有企業（SOEs）のコーポレートガバナンスに関するOECDの指針の有効性を強調する。我々は、OECD非加盟国によるこれらの指針の遵守を奨励する。

我々は、市場支配のために特定の部門に的を絞って用いられる場合も含め、あらゆる形態の強制技術移転に関する我々の懸念を改めて表明するとともに、我々は、この問題に関する原則のあり得べき構築において連携し、技術移転が自主的かつ相互に合意された条件に基づいて行われることを確保しようとする国々との、貿易・投資関係を深化させる。

我々は、非市場的政策及び慣行に起因する、鍵となる部門における有害な市場の歪曲及び世界規模の非市場的な過剰生産に、連携の強化を通じて対処するというG7首脳のコミットメントをフォローアップしている。我々は、非市場的政策及び慣行に関する取組を通じて、我々の首脳による指針の下、こうした慣行や、その結果として生じる過剰生産やその他の波及効果、世界規模の歪曲を共同で監視する今後のG7の取組に適切な場合には貢献するとともに、実効性のある対応について協力するためにG7を最良のポジションに位置付けるべく、情報交換を行い、それぞれの対応について協議する。

我々は、正当化できないデータローカライゼーション措置が越境データ流通に悪影響を及ぼすことを認識する。我々は、透明性を欠き、恣意的に課される正当化できないデータローカライゼーション措置に対処することに引き続きコミットしており、これは、正当な規制目標を達成するために実施される措置とは区別されるべきである。

### **貿易における環境及び社会的な持続可能性の奨励**

我々は、貿易と環境政策は相互に補完的であるべきであり、自由で公正なルールに基づく多角的貿易体制を促進しつつ、持続可能な開発並びに気候変動、生物多様

性の損失及び汚染という三重の地球規模の危機への対処に貢献すべきであると考える。

貿易とWTOは、地球規模の環境危機に取り組む上で極めて重要な役割を担っている。それゆえ、我々は、複数国間のイニシアティブを含め、気候及びその他の環境目標の達成に役立つ物品・サービス・技術における貿易の促進・円滑化やプラスチック汚染との闘いといった貿易と環境に関するWTOの審議を支持する。我々は、WTO加盟国に対して、パリ協定の目的に沿った気候に配慮した貿易政策の発展と実施に積極的に貢献するために、「貿易と環境持続可能性に関する体系的議論（TESSD）」に参加することを奨励する。同時に、我々は、気候変動及び環境悪化と闘うための措置は国際的なコミットメントと整合的であるべきことを再確認する。我々は、透明性と予見可能性を提供し、このような措置の設計及び実施において、能力的な制約に直面している中小零細企業を含む企業のニーズに注意を払う。この観点から、我々は、可能な限り、生産時の排出量を測定する方法の国際的な整合性を確保するために協力する。

我々は、環境物品・サービスにおける貿易障壁に対処する方法を引き続き模索し続ける。我々は、再生可能エネルギー及び低炭素技術へのアクセス向上、資源・エネルギー効率の改善並びにより環境的に持続可能な代替品の促進により、持続可能な形で生産された環境物品・サービスの貿易が、ネット・ゼロ経済への移行に貢献し得ることを強調する。

我々は、支援を必要とする後発開発途上国及び開発途上国に対し、ネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のない、ネイチャー・ポジティブな開発への移行を支援するために、移行に起因するバリューチェーンにおける新たな機会を拡大することも含めて、十分な支援を提供することの重要性を認識する。

我々は、気候危機への対処及び世界的なクリーン・エネルギーへの転換の加速という共通の目標を達成する上で、我々の貿易政策並びに公的及び民間投資が主要な役割を果たすことを認識する。この文脈で、我々は、互いの犠牲の上に行動しないという首脳のコミットメントを反映し、オープンに透明性をもって協力を努める。

我々は、2023年10月及び2022年9月のG7貿易大臣声明並びに2021年10月の強制労働に関するG7貿易大臣声明を想起し、グローバルなサプライチェーンにおけるあらゆる形態の強制労働及び児童労働の使用に対する懸念を改めて表明する。我々は、グローバルなサプライチェーンにおける人権及び国際労働

基準の遵守の重要性に同意する。我々は、企業のデュー・ディリジェンスを促進する措置を含む、グローバルなサプライチェーンにおけるあらゆる形態の強制労働及び児童労働の使用の根絶に向けて、我々の協力及び共同の取組を強化するための措置をとることに改めてコミットし、また、企業にとっての予見可能性及び確実性を更に高めるために取り組む。

### 経済的強靱性及び経済安全保障の強化

広島とプーリアにおける首脳のコミットメントのフォローアップとして、我々は、G7内及びG7を超えたパートナーシップ及び協力のもと、経済的強靱性及び経済安全保障を促進することを引き続き決意する。特に、我々は、強靱で信頼性のあるサプライチェーンの構築、経済的威圧を含む有害な慣行を抑止し対処するためのツールキットの強化並びに国際の平和及び安全を脅かすために使用され得る重要・新興技術の保護などを通じて、経済的強靱性を強化している。

我々は、非市場的な過剰生産に起因するものを含め、経済的強靱性には多様化及び重大な依存関係の低減を通じたデリスキングが必要であることを認識しつつ、「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」にしたがって、需要と供給の両方において戦略的商品のサプライチェーンの強靱性と持続可能性を強化し、経済のダイナミズムと開放性を維持するための連携した取組を行うため、パートナー及び民間部門に積極的に関与する。我々は、適切な場合には、経済的要因のみならず上記の原則に関する要因も考慮した、関連する基準についてのG7内での将来の連携のために、重要物品、戦略的部門及びサプライチェーンを特定する共同の取組に貢献する。

我々は、非市場的政策及び慣行は、自由で公正なルールに基づく国際経済秩序を損なうのみならず、戦略的な依存及び脆弱性を悪化させ、新興国及び途上国の持続可能な発展を妨げ得ることを認識する。したがって、我々は、非市場的政策及び慣行に起因する、鍵となる部門における有害な市場の歪曲及び非市場的な過剰生産に、連携の強化を通じて対処するとの首脳のコミットメントを実行することの重要性を改めて表明する。G7首脳による指針の下、非市場的政策及び慣行を共同で監視し、それぞれの対応について情報を交換し協議するという今後のG7の取組への我々の貢献は、この協力的な取組を補強する。我々は、これらの慣行に関する我々の共通の懸念について途上国及び新興市場への関与を強化しつつ、その根源において課題に対処するために、過剰生産に寄与する者への外交的な取組を支持する。

我々は、潜在的な経済安全保障に対する脅威として重要鉱物の輸出管理の利用を監視し、情報を交換する我々の能力を引き続き高めるとともに、サプライチェーンの混乱のリスクを防止すべく取り組む決意である。我々は、重要鉱物の採掘、精錬及び加工並びに投資における国際的な高い環境・社会・ガバナンス（ESG）基準の推進に取り組んでいる。この点に関し、我々は、WTOのルールに則って、重要鉱物のサプライチェーンにおける地域の価値の創出を支援していく。この精神に基づき、我々は、鉱物安全保障パートナーシップ（MSP）とMSPフォーラムを含む、重要鉱物と関連するサプライチェーンに関する協調したイニシアティブを加速する。

G7首脳に呼応し、我々は、全ての国に対し、経済的威圧の使用を控えることを求め、また、経済的依存を武器化するいかなる試みも非難する。我々は、そのような試み又はそれに対応する脅しが失敗することを確保するためにパートナーと協働しており、必要な場合には、経済的威圧に対して行動をとる用意がある。この目的のため、我々は、懸念及び主要な脅威のある分野を監視しており、我々は、G7を超えたパートナーとの協力や、G7「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を通じたものを含め、潜在的な事案、発生しつつある事案、及び進行中の事案に対処する。

我々は、それぞれの法制度及び国際法に従って、適切な場合には新たな手段を開発することにより、威圧的な措置による脅しを含む経済的威圧に対する我々の共同の評価、準備、抑止及び対応を強化する。我々は、また、依存関係を減らす取組への支援を含め、再び適当な場合には、対象となった国家、エコノミー及び主体を支援し、認識を高め、協力を強化するためのアウトリーチ活動を実施する。必要かつ適当な場合には、OECDやWTOのような適切な多国間フォーラムにおける共同での関与を追求する。

我々は、進化する技術は、機会であると同時にリスクを伴うことを認識し、急速な進歩が軍民両用技術の性質を変化させていることを認識しつつ、軍民両用技術の保護に関する我々のエコシステムにおけるギャップが悪用されないための取組を促進する。我々は、国際貿易及び投資への過度な制限を回避しつつ、新しい技術の急速な発展に対応できるよう、我々の手段が十分に柔軟であることを確保する。

我々は、量子技術を含め、急速に前進している軍民両用技術の輸出がもたらすリスクを評価し続け、必要な場合にはそれぞれの法的枠組みに従って、国際安全保障上のリスクに対処するための輸出管理を実施するための取組を推進する。我々はま

た、適切な場合には、迅速かつ国家及び国際の安全保障を守る確実な形で、どのようにして輸出管理を実施できるかの理解をさらに発展させるために、我々のパートナーと共に取り組む。

我々は、機密技術、データ及び専門的知見へのアクセスを提供することになるものを含め、国際の平和及び安全並びに国家安全保障へのリスクを伴い得る外国投資があることを認識しつつ、それぞれの外国投資審査の実効性を確保するよう引き続き取り組む。

我々は、我々の最も機微な技術が国際の平和と安全保障を脅かすために利用され得るリスクへの対処に我々の経済的安全保障上のツールキットを適合させるよう取り組み続ける。我々は、対外投資からのリスクに対処するために設計された適切な措置は、輸出及び対内投資に関する特定された管理の既存の手段を補完するために重要となり得ると信じる。我々は、これらの共通かつ喫緊の目標について、民間部門に関与し、明確性を提供し続ける。

貿易円滑化及び執行を含め、A I が国際貿易に与える影響を認識し、我々は、人間中心のデジタル変革と統合的な形で、貿易におけるA I による利益の実現とそのリスクの軽減との間で適切なバランスを追求することへのコミットメントを強調する。

## **結語**

我々、G 7 貿易大臣は、国際貿易が直面する課題に関し、緊密な協力及び協調を継続することへのコミットメントを再確認し、2025年の議長国であるカナダの下での更なる議論を楽しみにしている。

(了)